

千曲市体育施設条例施行規則及び千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則の一部改正について

スポーツ振興課

千曲市体育施設条例施行規則及び千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則の一部を次のように改正する。

(千曲市体育施設条例施行規則の一部改正)

第1条 千曲市体育施設条例施行規則（平成15年教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「及び」を「又は」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第3号中「及び」を「又は」に改め、同項第4号中「若しくは」を「又は」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市内の高齢者（65歳以上）又は障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）が体育の用に利用

するとき 100分の50

(千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則の一部改正)

第2条 千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則（平成15年教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市内の障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）が利用するとき 100分の50

様式第3号中

- 「
- 1 規則第5条第1項第1号に該当
 - 2 同上第2号に該当
 - 3 同上第3号に該当

4 同上第4号に該当

5 同上第5号に該当」を

「規則第5条第1項第 号に該当」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月24日 提出
千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市体育施設条例施行規則 千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	千曲市体育施設条例（平成15年千曲市条例第121号） 千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則（平成15年 千曲市条例第123号）
<p><u>提案理由</u></p> <p>○千曲市体育施設条例施行規則 現在、高齢者（65歳以上）、障害者の個人利用に対する減免規定がありません。利用者からも要望があることから、千曲市体育施設条例施行規則の一部を改正し、新たに減免規定を設けるもの。</p> <p>○千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則 現在、障害者の個人利用に対する減免規定がありません。利用者からも要望があることから、千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則の一部を改正し、新たに減免規定を設けるもの。</p>	

千曲市体育施設条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第35号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(使用料等の減免)</p> <p>第4条 条例第10条の規定による使用料及び第16条の規定による利用料金の減免の減免する範囲並びに減免率は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、<u>県</u>及び他の地方公共団体が体育の用に利用する場合で、<u>市若しくは教育委員会</u>が共催する場合 100分の100</p> <p>(3) 市内の小中学校<u>及び</u>保育所が体育の用に利用するとき 100分の100</p> <p>(4) 市内の教育、福祉、産業又は体育団体等が体育の用に利用する場合で、<u>市若しくは教育委員会</u>が共催する場合 100分の100</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料等の減免)</p> <p>第4条 条例第10条の規定による使用料及び第16条の規定による利用料金の減免の減免する範囲並びに減免率は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、<u>県</u>又は他の地方公共団体が体育の用に利用する場合で、<u>市又は</u>教育委員会が共催する場合 100分の100</p> <p>(3) 市内の小中学校<u>又は</u>保育所が体育の用に利用するとき 100分の100</p> <p>(4) 市内の教育、福祉、産業又は体育団体等が体育の用に利用する場合で、<u>市又は</u>教育委員会が共催する場合 100分の100</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>市内の高齢者（65歳以上）又は障害者が体育の用に利用するとき 100分の50</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

千曲市科野の里ゲートボール場条例施行規則（平成15年千曲市教育委員会規則第37号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第7条の規定による使用料の減免及び減免率は、次のとおりとする。ただし、電灯、用具及び暖房機器の使用料は、減免しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第7条の規定による使用料の減免及び減免率は、次のとおりとする。ただし、電灯、用具及び暖房機器の使用料は、減免しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 市内の障害者が利用するとき 100分の50</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

様式第3号(第5条関係)

No. _____

科野の里ゲートボール場使用料減免申請書

年 月 日

千曲市長 様

利用責任者 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

電 話 _____ () _____

別紙のとおり申請した千曲市科野の里ゲートボール場の利用について、次の理由により使用料を減免してください。

減免規定

- 1 規則第5条第1項第1号に該当
- 2 同 上 第2号に該当
- 3 同 上 第3号に該当
- 4 同 上 第4号に該当
- 5 同 上 第5号に該当

(減免理由)

様式第3号(第5条関係)

No. _____

科野の里ゲートボール場使用料減免申請書

年 月 日

千曲市長 様

利用責任者 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

電 話 _____ () _____

別紙のとおり申請した千曲市科野の里ゲートボール場の利用について、次の理由により使用料を減免してください。

減免規定

規則第5条第1項第 号に該当

(減免理由)

